

令和6年9月2日

第102回安来市議会定例会

(令和5年・令和6年)

9月定例会議案

第102回安来市議会定例会・9月定例会議案目次

- 議第94号 安来市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第95号 安来市手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 議第96号 安来市空家等の適正管理に関する条例制定について
- 議第97号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議第98号 市道路線の認定について
- 議第99号 市道路線の変更について
- 議第100号 島根県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 議第101号 米子市と安来市との汚水処理事務の委託に関する規約を変更する協議について
- 議第102号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について
- 議第103号 令和6年度安来市一般会計補正予算（第4号）（別冊）
- 議第104号 令和6年度安来市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（別冊）
- 議第105号 令和6年度安来市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）（別冊）
- 議第106号 令和6年度安来市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（別冊）
- 議第107号 令和6年度安来市水道事業会計補正予算（第1号）（別冊）
- 議第108号 令和6年度安来市下水道事業会計補正予算（第1号）（別冊）
- 議第109号 令和6年度安来市病院事業会計補正予算（第1号）（別冊）
- 認第1号 令和5年度安来市一般会計決算の認定について（別冊）
- 認第2号 令和5年度安来市国民健康保険事業特別会計決算の認定について（別冊）
- 認第3号 令和5年度安来市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について（別冊）
- 認第4号 令和5年度安来市介護保険事業特別会計決算の認定について（別冊）

認第 5 号	令和 5 年度安来市電気事業特別会計決算の認定について	(別冊)
認第 6 号	令和 5 年度安来市生活排水処理事業特別会計決算の認定について	(別冊)
認第 7 号	令和 5 年度母里財産区特別会計決算の認定について	(別冊)
認第 8 号	令和 5 年度井尻財産区特別会計決算の認定について	(別冊)
認第 9 号	令和 5 年度赤屋財産区特別会計決算の認定について	(別冊)
認第 10 号	令和 5 年度安来市水道事業会計決算の認定について	(別冊)
認第 11 号	令和 5 年度安来市下水道事業会計決算の認定について	(別冊)
認第 12 号	令和 5 年度安来市病院事業会計決算の認定について	(別冊)
報第 12 号	令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	(別冊)
報第 13 号	安来市土地開発公社の経営状況説明書について	(別冊)
報第 14 号	公益財団法人加納美術振興財団の経営状況説明書について	(別冊)
報第 15 号	一般財団法人夢ランドしらさぎ振興事業団の経営状況説明書について	(別冊)
報第 16 号	一般財団法人安来ふるさと公社の経営状況説明書について	(別冊)
報第 17 号	有限会社やすぎ千軒の経営状況説明書について	(別冊)

議第 9 4 号

安来市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について

安来市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市条例第 号

安来市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

安来市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 27 年安来市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 3 号中「第 2 条第 12 項」を「第 2 条第 13 項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第 14 項」を「第 2 条第 15 項」に改める。

別表第 1 市長の部安来市高齢者地域支え合い活動の推進に関する条例（平成 26 年安来市条例第 13 号）に基づく名簿の調整等の事務であって規則で定めるもの（以下「見守り名簿調整事務」という。）の項及び安来市避難行動要支援者名簿に関する条例（令和 6 年安来市条例第 7 号）に基づく名簿の調整等の事務であって規則で定めるもの（以下「避難行動要支援者名簿調整事務」という。）の項を削り、同部に次のように加える。

安来市障害者地域生活支援事業実施要綱(平成 19 年安来市告示第 111 号)に基づく障害者及び障害児が日常生活に必要とする便宜を供与する事業に要する費用の全部又は一部を支給する事務であって規則で定めるもの(以下「地域生活支援事業給付費等支給事務」という。)

安来市不妊治療費等助成事業実施要綱(令和 4 年安来市告示第 73 号)に基づく不妊治療費等の一部を助成する事務であって規則で定めるもの(以下「不妊治療費等助成事務」という。)
--

安来市社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業実施要綱(平成 17 年安来市告示第 122 号の 2)に基づく利用者負担額の一部を助成する事務であって規則で定めるもの(以下「社会福祉法人等による利用者負担額助成事務」という。)

安来市高齢者地域支援事業実施要綱(平成 20 年安来市告示第 32 号)別表に掲げる事業に係る事務であって規則で定めるもの(以下「高齢者地域支援事業事務」という。)
--

安来市居宅介護サービス費等区分支給限度基準額拡大事業実施要綱(平成 27 年 安来市告示第 20 号)に基づく限度額の拡大に係る事務であって規則で定めるもの(以下「居宅介護サービス費等区分支給限度基準額拡大事務」という。)

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 (第 4 条関係)

機関	事務	特定個人情報
市長	福祉医療費助成事務	地方税関係情報、健康保険資格関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等給付関係情報、外国人生活保護関係情報、身体障害者関係情報、精神障害者関係情報又は島根県が交付する療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの
	子ども医療費助成事務	地方税関係情報、健康保険資格関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等給付関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	精神障害者通院医療費助成事務	地方税関係情報、健康保険資格関係情報又は介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)による要介護認定若しくは要支援認定に関する情報であって規則で定めるもの
	身体障害者日常生活用具費助成事務	地方税関係情報又は介護保険法による要介護認定若しくは要支援認定に関する情報であって規則で定めるもの
	人工透析患者通院費助成事務	地方税関係情報、健康保険資格関係情報又は介護保険法による要介護認定若しくは要支援認定に関する

	情報であって規則で定めるもの
外国人保護に関する事務	地方税関係情報であって規則で定めるもの
地域生活支援事業給付費等支給事務	地方税関係情報又は介護保険法による要介護認定若しくは要支援認定に関する情報であって規則で定めるもの
不妊治療費等助成事務	健康保険資格関係情報であって規則で定めるもの
社会福祉法人等による利用者負担額助成事務	地方税関係情報であって規則で定めるもの
高齢者地域支援事業事務	地方税関係情報であって規則で定めるもの
居宅介護サービス費等区分支給限度基準額拡大事務	地方税関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号の政令で定める日から施行する。

議第 9 5 号

安来市手数料条例の一部を改正する条例制定について

安来市手数料条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市手数料条例の一部を改正する条例

安来市手数料条例（平成16年安来市条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

17 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。次項において「政令」という。）第137条の12第6項の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外となる大規模の修繕又は大規模の模様替の認定を受けようとする者	申請1件につき 27,300円
18 政令第137条の12第7項の規定に基づく建築物の道路内の建築制限の適用除外となる大規模の修繕又は大規模の模様替の認定を受けようとする者	申請1件につき 27,300円

別表第2の5の6の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の5の6の項の改正規定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）附則第1条第3号の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

議第 9 6 号

安来市空家等の適正管理に関する条例制定について

安来市空家等の適正管理に関する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市空家等の適正管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）の定めによるもののほか、市における空家等に関する対策について必要な事項を定めることにより、市民の生活環境の保全を図るとともに、空家等の活用を促進し、地域力の維持向上に資することを目的とする。

(基本理念と市の責務)

第2条 空家等に関する対策は、適切な管理が行われていない空家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことがないように、必要な措置を適切に講じることにより、明るい住環境を目指し、誰もが住みやすく訪れたいくなる、魅力あるまちづくりを推進することを基本理念とする。

2 市は、空家等に関する対策において、その地域資源としての活用を促進するため、情報の収集、伝達、整理その他の必要な措置を講ずるものとする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 法第2条第1項に規定する空家等で市の区域内に存するものをいう。
- (2) 特定空家等 法第2条第2項に規定する空家等で市の区域内に存するものをいう。
- (3) 管理不全空家等 空家等が適切な管理が行われていないことにより、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると市長が認める空家等をいう。
- (4) 特定空家等候補 管理不全空家等のうち、安来市空家等対策計画による特定空家等認定の基礎判定表により特定空家等候補に該当するものをいう。
- (5) 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。
- (6) 市民等 市内に住所を有する者、市内に存する土地建物（定着物を含む。）の所有者又は市内で事業活動を行う個人若しくは法人その他の団体をいう。

(所有者等の責務)

第4条 所有者等は、基本理念にのっとり、空家等の周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう自らの責任及び負担において必要な措置を講じ、空家等を適切に管理しなければならない。

2 相続の開始により不動産（建築物又は建築物が存する土地に限る。）を相続した者は、速やかに相続人名義の登記をするよう努めなければならない。

（市民等の役割）

第5条 市民等は、隣家等との連携や相互協力体制を保つように努め、適切な管理が行われていない空家等を発見したときは、その情報を市に提供するとともに、空家等の適切な管理に協力するよう努めなければならない。

（関係機関との連携）

第6条 市は、第1条の目的を達成するため、警察、消防その他の関係機関と連携し、協力体制を構築するよう努めなければならない。

（緊急安全措置）

第7条 市長は、災害その他非常の場合において、法第13条第2項に規定する勧告を行った特定空家等候補が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等候補に関し周囲に対する危害を未然に防ぐために緊急に必要最小限の措置（以下「緊急安全措置」という。）を行う必要があると認めるときは、緊急安全措置を自ら行い、又は委任した者（以下「措置実施者」という。）に緊急安全措置を行わせることができる。この場合において、当該緊急安全措置に要した費用は、当該特定空家等候補に対して勧告された者のうち、勧告された措置の権原を有する者に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により緊急安全措置を講じたときは、その旨を当該緊急安全措置に係る所有者等に対し通知するものとする。ただし、当該所有者等に対して通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 市長は、法第13条第2項の規定により必要な措置を勧告しようとする場合において、過失がなくてその措置を勧告すべき者を確知することができないときは、自らの負担において、緊急安全措置を自ら行い、又は措置実施者に緊急安全措置を行わせることができる。この場合において、市長は、緊急安全措置を講じた後、速やかに特定空家等候補の所在地及び緊急安全措置の内容を告示するものとする。

4 前項の規定は、特定空家等について準用する。この場合において、同項中「法第13条第2項」とあるのは「法第22条第2項」と、「緊急安全措置」とあるの

は「災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置」と、「特定空家等候補」とあるのは「特定空家等」と読み替えるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 9 7 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を次のとおり定めたいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

記

- 西谷総合整備計画書
計画書別冊
- 奥田原総合整備計画書
計画書別冊
- 本郷総合整備計画書
計画書別冊
- 奥之谷総合整備計画書
計画書別冊
- 矢原総合整備計画書
計画書別冊
- 仲村総合整備計画書
計画書別冊

議第 9 8 号

市道路線の認定について

次の路線を市道として認定したいので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

記

路線番号	路 線 名		
A3284	後飯島 23 号線	起点	安来市飯島町字藤木 251 番 5 地先
		終点	安来市飯島町字藤木 252 番 1 地先
		延長	39.4 メートル
		幅員	6.00 メートル
A5126	古川 13 号線	起点	安来市古川町 424 番地先
		終点	安来市古川町 220 番 1 地先
		延長	280.5 メートル
		幅員	3.00 メートル
A4189	和田南 10 号線	起点	安来市黒井田町 625 番 5 地先
		終点	安来市黒井田町 605 番 6 地先
		延長	294.3 メートル
		幅員	6.00 メートル
A4190	和田南 11 号線	起点	安来市黒井田町 623 番 17 地先
		終点	安来市黒井田町 623 番 16 地先
		延長	18.0 メートル
		幅員	6.00 メートル
A4191	和田南 12 号線	起点	安来市黒井田町 623 番 2 地先
		終点	安来市黒井田町 598 番 1 地先
		延長	52.5 メートル
		幅員	6.00 メートル
A4192	和田南 13 号線	起点	安来市黒井田町 597 番 6 地先
		終点	安来市黒井田町 607 番地先
		延長	268.0 メートル
		幅員	5.00 メートル

議第 9 9 号

市道路線の変更について

次の市道路線を変更したいので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

記

区分	路線番号	路 線 名		
変更前	A7003	佐久保 3 号線	起点	安来市佐久保町字橋向 124 番 1 地先
			終点	安来市佐久保町字永神 192 番 4 地先
			延長	583.0 メートル
			幅員	2.61 メートル
変更後	A7003	佐久保 3 号線	起点	安来市佐久保町字橋向 124 番 1 地先
			終点	安来市佐久保町字橋向 190 番 4 地先
			延長	526.9 メートル
			幅員	2.61 メートル
変更前	C159	矢白ヶ市線	起点	安来市伯太町峠之内 210 番地先
			終点	安来市伯太町峠之内 205 番 9 地先
			延長	58.7 メートル
			幅員	1.77 メートル
変更後	C159	矢白ヶ市線	起点	安来市伯太町峠之内 210 番地先
			終点	安来市伯太町峠之内 210 番 1 地先
			延長	15.5 メートル
			幅員	1.77 メートル
変更前	A4120	和田団地 6 号線	起点	安来市黒井田町 582 番 98 地先
			終点	安来市黒井田町 582 番 95 地先
			延長	89.1 メートル
			幅員	4.35 メートル
変更後	A4120	和田団地 6 号線	起点	安来市黒井田町 582 番 98 地先
			終点	安来市黒井田町 597 番 4 地先
			延長	105.4 メートル
			幅員	4.35 メートル

区分	路線番号	路 線 名		
変更前	A7224	清井 12 号線	起点	安来市清井町字清井崎 192 番 2 地先
			終点	安来市清井町字清井崎 182 番 5 地先
			延長	180.0 メートル
			幅員	7.85 メートル
変更後	A7224	清井 12 号線	起点	安来市清井町字清井崎 192 番 2 地先
			終点	安来市清井町字清井崎 81 番 3 地先
			延長	738.6 メートル
			幅員	8.06 メートル

議第 100 号

島根県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

島根県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年県指令市町村第 647 号）の一部を下記のとおり変更することに関して、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により協議することについて、同法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

記

- 1 理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の制定等に伴い、島根県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議するため、議会の議決を求めるものである。
- 2 規約 別紙のとおり

島根県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

島根県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年県指令市町村第 647 号）の一部を次のように変更する。

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

変更後	変更前
別表第 1（第 4 条関係）	別表第 1（第 4 条関係）
1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 2 <u>資格確認書等</u>の引渡し 3 <u>資格確認書等</u>の返還の受付 4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 5 保険料に関する申請の受付 6 上記事務に付随する事務	1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 2 <u>被保険者証及び資格証明書</u>の引渡し 3 <u>被保険者証及び資格証明書</u>の返還の受付 4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 5 保険料に関する申請の受付 6 上記事務に付随する事務

附 則

この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

議第 101 号

米子市と安来市との汚水処理事務の委託に関する規約を変更する協議について

米子市と安来市との汚水処理事務の委託に関する規約の一部を別紙のとおり変更する協議をすることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

米子市と安来市との汚水処理事務の委託に関する規約の一部を改正する規約

米子市と安来市との汚水処理事務の委託に関する規約（平成２２年４月１日施行）の一部を次のように改正する。

第１条中「安来道の駅（仮称）建設予定地」を「道の駅あらエッサ用地」に改める。

第３条第２項に次の１号を加える。

（３）前条第２項の下水道管渠が接続する米子市の下水道施設の改築及び修繕に必要な調査費、設計費及び本工事費に相当する額のうち、当該下水道施設の接続後の耐用年数及び流入汚水量に応じた額別図を別紙のように改める。

附 則

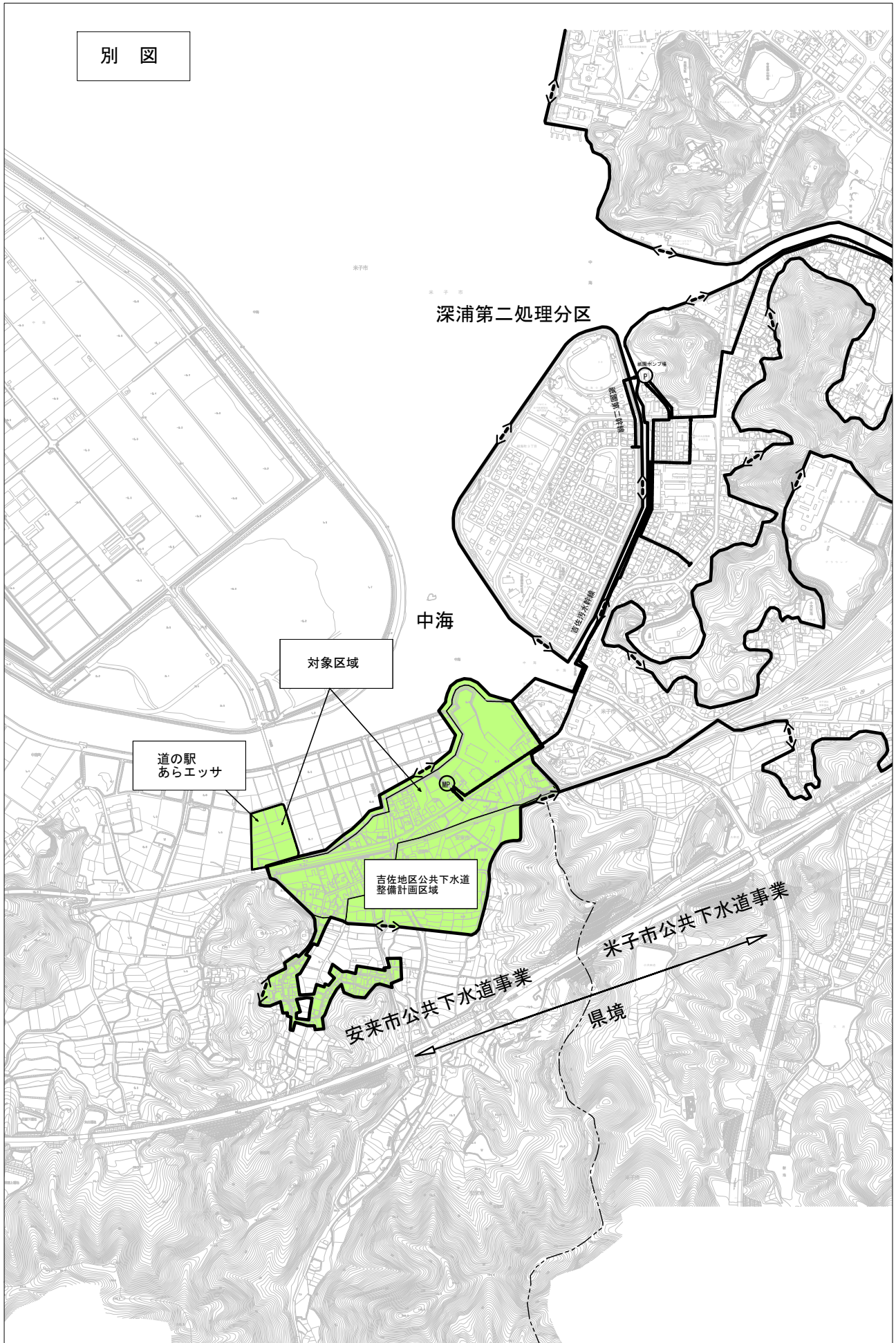
（施行期日）

- 1 この規約は、この規約により米子市と安来市との汚水処理事務の委託に関する規約の一部を変更する協議が成立した日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による改正後の米子市と安来市との汚水処理事務の委託に関する規約第３条第２項の規定は、令和６年４月１日以後における委託事務（米子市と安来市との汚水処理事務の委託に関する規約第２条第２項に規定する委託事務をいう。）の管理及び執行に要する経費についても適用する。

別 図



議第 1 0 2 号

工事請負契約の締結についての議決の一部変更について

令和 4 年 1 2 月 1 4 日議会の議決を得た「工事請負契約の締結について」（議第 3 7 号）の一部を次のとおり変更したいので、安来市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年安来市条例第 5 9 号）第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

記

「交通安全対策事業 安来港飯島線道路改良工事（橋梁下部工）」の契約の金額「一金 3 8 6 , 1 0 0 , 0 0 0 円」を「一金 4 5 1 , 5 8 1 , 9 0 0 円」に変更する。

